独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社サン・ライフホールディング	コード	7040
提出日	2026/5/27	異動（予定）日	2026/6/24
独立役員届出書の提出理由	礒江英子氏の社外取締役就任予定に伴う独立役員の届け出		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	小峰　雄一	社外取締役	○													○		有
2	加藤　伸樹	社外取締役	○													○		有
3	酒井　美重子	社外取締役	○													○		有
4	熊谷　聖一	社外取締役	○													○		有
5	礒江　英子	社外取締役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		会計士・税理士としての専門的な見識及び他社における取締役・監査役としての豊富な経験と幅広い知見を有しておるため （独立役員に指定した理由） 当社グループは小峰雄一氏及び同氏の兼職先との間に取引関係はなく、当社が定める独立性を客観的に判断する「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。
2		弁護士として法務面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断したため。 （独立役員に指定した理由） 当社グループは加藤伸樹氏及び同氏の兼職先との間に取引関係はなく、当社が定める独立性を客観的に判断する「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。
3		女性経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を持株会社の経営に反映していただくため （独立役員に指定した理由） 当社グループは酒井美重子氏及び同氏の兼職先との間に取引関係はなく、当社が定める独立性を客観的に判断する「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。
4		会社経営の経験が豊富な上、経済界においては長年にわたり、他業種の経営者とも幅広く交流を図ってこられていり、幅広い見識が当社の経営に対する助言や業務遂行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため （独立役員に指定した理由） 当社グループは熊谷聖一氏及び同氏の兼職先との間に取引関係はなく、当社が定める独立性を客観的に判断する「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。
5		IT分野の会社において、管理部門の取締役として様々な経験と知識を有しており、また、IPO推進の 経験から、内部統制をはじめとしたガバナンスに関する見識をもって当社の経営に対する助言や業務遂行などに十分な役割を果たしていただけるものと判断したため （独立役員に指定した理由） 当社グループは礒江英子氏及び同氏の兼職先との間に取引関係はなく、当社が定める独立性を客観的に判断する「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。